

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第 6 版】

～ 幼稚園版～

(令和 8 年 9 月 1 日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル 3 以上が発令された場合

午前 7 時の時点で発令されている場合	臨時休園とします。
登園前 / 登園中に発令された場合	臨時休園とします。 登園を見合わせて、安全な場所に避難を開始してください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※被害の状況等によっては、警戒レベル 3 以上の発令が解除された後も、各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・危険警報(大雨・氾濫・土砂災害)

・特別警報(大雪・大雨・氾濫・土砂災害・暴風・暴風雪))が発表された場合

午前 7 時の時点で発令されている場合	臨時休園とします。
登園前 / 登園中に発令された場合	臨時休園とします。 登園を見合わせて、安全な場所に避難を開始してください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表された場合

発令日は臨時休園とします。

発令時前日の午後 2 時頃に、環境省から滋賀県内全域を対象に発表されます。

※熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)とは、熱中症警戒アラートよりもさらに一段上の、過去に例のない危険な暑さが予測される場合に発表されます。

□ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からお知らせ配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。